### <公立専修学校の設置等の認可>

# ○提出書類

O ACIDETA		
	項目	提 出 書 類 等
1	学校の設置	① 認可申請書
		② 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法、開
		設の時期を記載した書類
		校地、校舎等の図面
2	課程の設置	1 と同じ
3	学校の廃止	① 認可申請書
		② 廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書
		類
4	課程の廃止	3と同じ
5	設置者の変更	① 認可申請書(新旧設置者の連署)
		② 変更前後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維
		持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類
6	目的の変更	① 認可申請書
		② 事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維
		持方法、開設の時期を記載した書類
		校地校舎等の図面

# ○根拠法令

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)

#### (専修学校)

- 第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- ③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- ④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

#### ○審査基準

専修学校設置基準(昭和51年1月10日文部省令第2号)